

# 参考資料

# 雇用保険の適用拡大（案）

## 現状・課題

- 週の所定労働時間が20時間以上の労働者が雇用保険法の適用対象になる。
- 雇用労働者の中で働き方や生計維持の在り方の多様化が進展していることを踏まえ、雇用のセーフティネットを拡げる必要がある。

## 見直し内容

- 雇用保険の適用対象を週の所定労働時間が10時間以上の労働者まで拡大。（R4年度末時点の被保険者数は約4,457万人）  
※ 給付は別基準とするのではなく、現行の被保険者と同様に、基本手当、教育訓練給付、育児休業給付等を支給。

【参考】週間就業時間が20時間未満の雇用者数



# 育児休業給付の給付率引上げ（案）

## 現状・課題

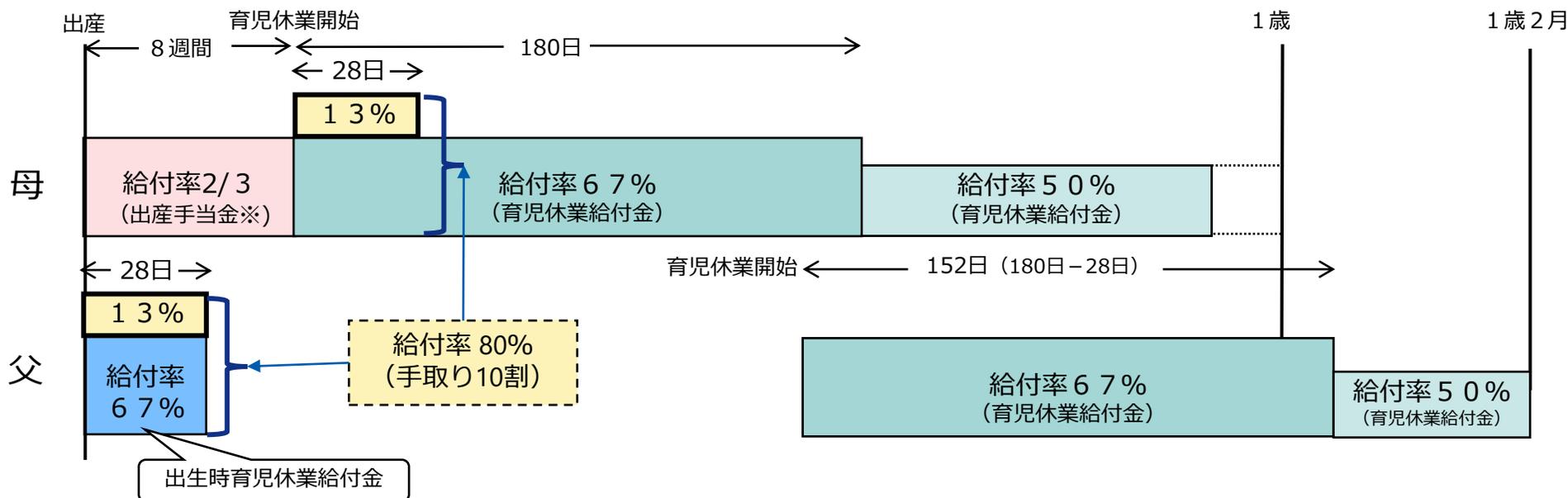
- 育児休業を取得した場合、休業開始から通算180日までは賃金の67%（手取りで8割相当）、180日経過後は50%が支給。
- 若者世代が、希望どおり、結婚、妊娠・出産、子育てを選択できるようにしていくため、夫婦ともに働き、育児を行う「共働き・共育て」を推進する必要がある、特に男性の育児休業取得の更なる促進が求められる。

## 見直し内容

- 子の出生直後の一定期間以内（男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内）に、被保険者とその配偶者の両方が**14日以上**の育児休業を取得する場合に、**最大28日間**、休業開始前賃金の13%相当額を給付し、育児休業給付とあわせて**給付率80%（手取りで10割相当）へと引き上げる**こととする。

※ 配偶者が専業主婦の場合や、ひとり親家庭の場合などには、配偶者の育児休業の取得を求めずに給付率を引き上げる。

### ○育児休業給付の給付イメージ



※健康保険等により、産前6週間、産後8週間について、過去12ヶ月における平均標準報酬月額 $\times$ 2/3相当額を支給。

# 育児時短就業給付の創設（案）

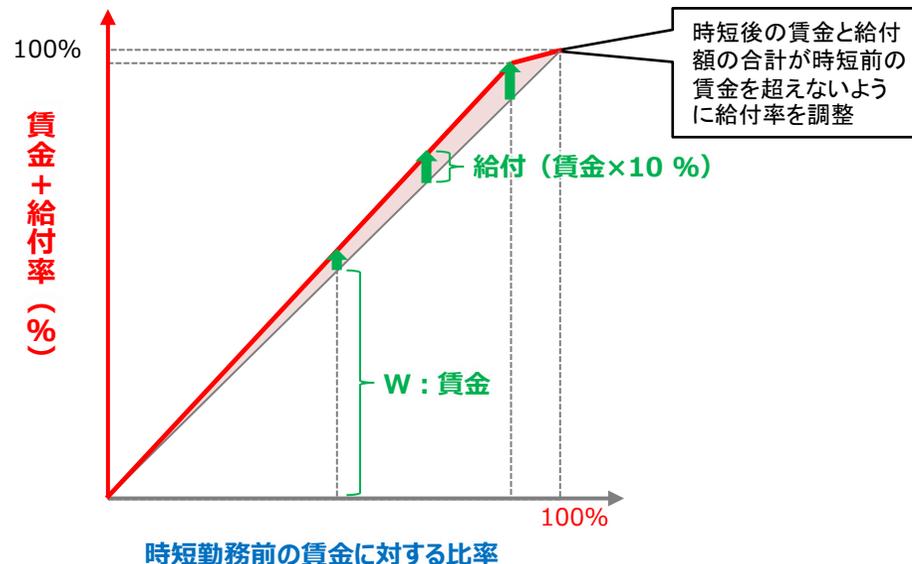
## 現状・課題

- 現状では、育児のための短時間勤務制度を選択し、賃金が低下した労働者に対して給付する制度はない。
- 「共働き・共育て」の推進や、子の出生・育児休業後の労働者の育児とキャリア形成の両立支援の観点から、柔軟な働き方として、時短勤務制度を選択できるようにすることが求められる。

## 見直し内容

- 被保険者が、**2歳未満の子を養育するために**、時間勤務をしている場合の新たな給付として、**育児時短就業給付を創設**。
- 給付率については、休業よりも時短勤務を、時短勤務よりも従前の所定労働時間での勤務することを推進する観点から、**時短勤務中に支払われた賃金額の10%**とする。

### ○育児時短就業給付の給付イメージ



# 教育訓練給付の拡充（案）

## 現状・課題

- 厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講・修了した場合にその費用の一部を支給すること（教育訓練給付）を通じて、労働者の学び直し等を支援している。
- 個人の主体的なり・スキリング等への直接支援をより一層、強化、推進するとともに、その教育訓練の効果（賃金上昇や再就職等）を高めていく必要がある。

## 見直し内容

- 専門実践教育訓練給付金（中長期的キャリア形成に資する専門的・実践的な教育訓練講座を対象）について、教育訓練の受講後に賃金が上昇した場合には、現行の追加給付に加えて、更に**受講費用の10%（合計80%）を追加で支給**する。
- 特定一般教育訓練給付金（速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練講座を対象）について、資格取得し、就職等した場合には、**受講費用の10%（合計50%）を追加で支給**する。

〈改正前〉

	専門実践	特定一般
本体給付	50%	40%
追加給付① (資格取得等)	20%	—
追加給付② (賃金上昇)	—	—
最大給付率	70%	40%

〈改正後〉

	専門実践	特定一般
本体給付	50%	40%
追加給付① (資格取得等)	20%	<b>10%</b>
追加給付② (賃金上昇)	<b>10%</b>	—
最大給付率	<b>80%</b>	<b>50%</b>

【参考】現行の対象資格・講座の例

### 専門実践教育訓練給付金

- ・医療・社会福祉・保健衛生関係の専門資格（看護師、介護福祉士等）
- ・デジタル関連技術の習得講座（データサイエンティスト養成コース等）
- ・専門職大学院 等

### 特定一般教育訓練給付金

- ・運転免許関係（大型自動車第一種免許等）
- ・医療・社会福祉・保健衛生関係の講座（介護職員初任者研修等） 等

# 教育訓練中の生活を支えるための給付と融資制度の創設（案）

## 現状・課題

- 労働者が自発的に、教育訓練に専念するために仕事から離れる場合に、その訓練期間中の生活費を支援する仕組みがない。また、雇用保険の被保険者ではない者が、公共職業訓練等以外の教育訓練を自発的に受けるための費用や生活費を支援する仕組みがない。
- 労働者の主体的な能力開発をより一層支援する観点からは、離職者等を含め、労働者が生活費等への不安なく教育訓練に専念できるようにする必要がある。

## 見直し内容

- 雇用保険被保険者が教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に、賃金の一定割合を支給する教育訓練休暇給付金を創設する。
- 雇用保険の被保険者ではない者を対象に、教育訓練費用や生活費を対象とする融資制度を創設する。

### 教育訓練休暇給付金

	教育訓練休暇給付金
対象者	雇用保険被保険者
支給要件	<ul style="list-style-type: none"><li>・教育訓練のための休暇を取得すること。</li><li>・被保険者期間が5年以上あること。</li></ul>
給付内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・離職した場合に支給される基本手当の額と同じ。</li><li>・給付日数は、被保険者期間に応じて90日、120日、150日のいずれか。</li></ul>

### 新たな融資制度

	新たな融資制度
対象者	雇用保険被保険者以外の者 (雇用保険の適用がない雇用労働者や離職者、雇用保険の受給が終了した離職者、雇用されることを目指すフリーランスなど)
融資対象	教育訓練費用及び生活費
融資内容 (現時点での想定)	貸付上限：240万円（年間）（最大2年間） 利率：年2%
その他	教育訓練修了後に賃金が上昇した場合は残債務の一部を免除する。